

大口町水田農業推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の施策による土地利用型農業活性化対策を円滑かつ適正に実施するため、大口町水田農業推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 水田農業振興計画の策定及び進行管理
- (2) ガイドラインの配分方針の決定
- (3) 地域水田ビジョンの策定及び振興管理
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる組織等から選出された者各1名をもって組織する。

- (1) 大口町
- (2) 尾張農林水産事務所農業改良普及課
- (3) 名古屋食糧事務所
- (4) 愛知北農業協同組合
- (5) 大口町農業委員会
- (6) 愛北広域事務組合
- (7) 農事組合長会
- (8) 町内の農業オペレーター
- (9) その他町長が特に必要と認めた組織等

(役員及び職務)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は大口町から選出された者とし、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長があらかじめ指名する者とし、会長を補佐し、会長に事故ある

とき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、国の施策である土地利用型農業活性化対策の実施期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補助機関)

第7条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、第2条に定める事項の素案作成にあたりとともに事業の推進に参画する。
- 3 幹事の構成は、別に会長が定める。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じ開催する。
- 5 会長は、必要に応じ協議会に幹事の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則（平成12年3月31日 大口町告示第66号）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 大口町緊急生産調整推進対策協議会設置要綱(平成5年大口町要綱第7号)は、廃止する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成21年

4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第45号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第54号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。